

# 議案第 1 1 号

## 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第5条関係）

1～6 略

7 非紹介患者加算料

区分	金額	
	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	医科 1回につき 5,000円	1回につき 5,500円
	歯科 1回につき 3,000円	1回につき 3,300円
選定療養のうち再診に係るもの	医科 1回につき 2,500円	1回につき 2,750円
	歯科 1回につき 1,500円	1回につき 1,650円

8～11 略

別表第1（第5条関係）

1～6 略

7 非紹介患者加算料

区分	金額	
	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院 医科 1回につき 5,000円	1回につき 5,500円
	鳥取県立中央病院 歯科 1回につき 3,000円	1回につき 3,300円
	鳥取県立厚生病院 1回につき 1,500円	1回につき 1,650円
	鳥取県立中央病院 医科 1回につき 2,500円	1回につき 2,750円
選定療養のうち再診に係るもの	鳥取県立中央病院 歯科 1回につき 1,500円	1回につき 1,650円

8～11 略

備考略

備考略

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。